

令和6年度 市民相談カレンダー

≪特設相談≫ 場所:相談の種類により異なります。
方法:特設相談はすべて面接による相談です。電話による相談はできません。

相談の種類	場所	時間・曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	問い合わせ先・予約方法	相談担当者	相談できること
弁護士 法律相談 要予約	市役所	13時～15時30分 (30分ごと5件まで) <第1・2・3・4水曜日>	3 10 17 24	1 8 15 22	5 12 19 26	3 10 17 24	7 14 21 28	4 11 18 25	2 9 16 23	6 13 20 27	4 11 18	8 22	5 12 19 26	5 12 19 26	電話による予約となります。 ☎ 0761-20-0404 (もしもしセンター) ・予約は相談日の1週間前から開始し、2日前の正午に締め切ります。 受付時間は、平日8時30分～17時30分です。 ・小松市に住居登録のある方のみ対象。 ・ お一人様につき年1回限り。(4月～3月) ※相談日前日の正午以降のキャンセルや連絡なく当日来られなかった場合は、当年度相談を受けられなくなりますのでご注意ください。 ・裁判中、調停中のものはご遠慮ください。 ・当日の担当弁護士の都合により相談を受けられない場合があります。その場合は別の弁護士が担当する相談日をご案内します。	弁護士	日常生活の中で起こるあらゆる問題について、法律面から助言を受けられます。 (民事トラブル全般:相続、離婚、交通事故、債務整理、労働、医療過誤、建築、消費、金銭、公害、環境など) ※あくまでも、法的な見解に基づいた助言を受けることで、解決の糸口をつかむためのものです。 解決に向けて、具体的に対応を依頼したい場合は、金沢弁護士会等にご相談ください。
	第一	13時～15時30分 (30分ごと5件まで) <第1・3火曜日>	2 16	7 21	4 18	2 16	6 20	3 17	1 15	5 19	3 17	21	4 18	4 18			
	南部	13時～15時30分 (30分ごと5件まで) <第2・4木曜日>	11 25	9 23	13 27	11 25	8 22	12 26	10 24	14 28	12	23	13 27	13 27			
登記 予約優先	市役所	13時～15時 (30分ごと4件まで) <第2金曜日>	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14	電話による予約となります。 ☎ 0761-20-0404 (もしもしセンター) ・予約は相談日の1週間前から開始し、前日の16時に締め切ります。 受付時間は平日 8時30分～17時30分です。 ・当日の予約の状況により、予約のない方でも相談を受けられる場合があります。ご希望の方は、お問い合わせのうえご来場ください。(当日 ☎ 0761-24-8070)	司法書士 土地家屋調査士 (2名で対応)	不動産の登記に関すること全般 (土地・建物の表示、相続・贈与・売買等の登記について等)
司法書士 (成年後見含む) 予約優先		13時～16時 (30分ごと6件まで) <第3金曜日>	19	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	21		司法書士	土地・建物や会社の登記、相続、遺言、成年後見、多重債務、自己破産等について
交通事故 要予約	市役所	13時～15時 (40分ごと3件まで) <偶数月の第4火曜日>	23	/	25	/	27	/	22	/	24	/	25	/	電話による予約となります。 ☎ 0761-24-8070 (くらしあんしん相談センター) ・予約は相談日前日の16時までで、受付時間は平日 8時30分～17時15分です。	行政書士 (交通事故相談)	交通事故に伴う慰謝料や損害賠償請求等について

【相談場所】

市役所	… 市役所1階(くらしあんしん相談センター横相談室)	小松市小馬出町91番地(市役所正面エントランス入って左側すぐ)
第一	… 第一地区コミュニティセンター	小松市白江町ツ108番地1
南部	… 南部公民館(南部図書館内)	小松市島町又43番地

相談の種類	場所	時間・曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	問い合わせ先・予約方法	相談担当者	相談できること
合同相談 くらし困りごと (人権擁護委員・ 行政相談委員)	市役所	13時～15時 (1件30分程度) <第1・2・4木曜日>	4 11 25	2 9 23	6 13 27	4 11 25	1 8 22	5 12 26	3 10 24	7 14 28	5 12 26	9 23	6 13 27	6 13 27	・事前予約不要です。 ・当日受付にてお申し出ください。 小松市くらしあんしん相談センター ☎ 0761-24-8070	人権擁護委員 行政相談委員 (2名で対応)	パワハラやセクハラ、差別を受けている、身の上に関する悩み、国の行政に対する苦情や要望、手続き等について
	第一	13時～15時 (1件30分程度) <第3木曜日>	18	16	20	18	/	19	17	21	19	16	20	/			
行政書士	市役所	13時～15時 (1件30分程度) <第1月曜日>	1	/	3	1	5	2	7	/	2	6	3	3	・事前予約不要です。 ・当日受付にてお申し出ください。 小松市くらしあんしん相談センター ☎ 0761-24-8070	行政書士	遺言、相続、贈与など各種契約、会社設立、自動車登録、農地転用、建設業許可、在留資格などの相談 官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類の相談
公証人 (遺言・任意後見)	市役所	13時～14時30分 (1件30分程度) <第3火曜日>	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18		公証人	遺言や契約書等の作成について 公証人が作成する公正証書には、強力な証拠力があります。
社会保険 労務士	市役所	13時～15時 (1件30分程度) <第4金曜日>	26	/	28	26	23	27	25	22	27	24	28	28		社会保険労務士	失業や年金の問題、労災、就業規則など労働に関する事柄について
犯罪被害者相談 ※予約優先	市役所	13時30分～16時 (1件30分程度) <偶数月の第3木曜日>	18	/	20	/	15	/	17	/	19	/	20	/		電話予約優先ですが、直接ご来場も承ります。 ☎ 076-226-7831 (石川被害者サポートセンター) ○予約受付時間は平日 10時～16時です。	犯罪被害相談員 等 (2名で対応)

≪常設相談≫ 場所:相談の種類により異なります。
方法:常設相談は面接による相談、電話による相談どちらでも可能です。

相談の種類	場所・時間・曜日	問い合わせ先・予約方法	相談担当者	相談できること
消費生活相談	小松市くらしあんしん相談センター 平日 9時～17時 (相談員不在の日は受付のみとなります。)	予約不要ですが、面接相談は事前にご連絡いただいた方優先対応となります。 電話相談 ☎ 0761-24-8071	消費生活相談員	架空請求詐欺などの特殊詐欺、訪問販売や定期購入、ネットショッピング等の契約トラブルに関する相談、あっせんに応じます。
DV相談	小松市こども家庭センター 平日 9時～17時	予約不要ですが、面接相談は事前にご連絡いただいた方優先対応となります。 電話相談 ☎ 0761-24-8178 (小松市パープルほっとライン)	DV相談員	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、相談員と一緒に考えます。

※毎月の広報こまつでも掲載しておりますが、都合により変更する場合がございます。最新情報はホームページでご確認ください。
【お問い合わせ】小松市くらしあんしん相談センター ☎ 0761-24-8070